

アフガニスタン

世界各国の信教の自由に関する 2007 年版年次報告
民主主義・人権・労働局公表

アフガニスタン憲法では、「法規定の範囲内において、いかなる宗教の信者にも、その信念を体現し、また宗教的儀式を営む自由が与えられる」と宣言されている。しかしながら同時に、イスラム教を「国教」と定め、また「神聖な宗教たるイスラム教の信念、および規定に反する法律は、一切禁止される」と規定されている。信教の自由は、現実的には尊重されていなかった。長年にわたるタリバーン政権の支配と脆弱な民主制度が引き金となり、イスラム改革派、および宗教的少数派に対するあからさまな妨害という耐えがたき行為が発生した。

25 年間におよぶ暴力の時代と現在の内戦状態からは未だ抜け出せていないものの、アフガニスタンは安定と民主化の進展に向けてゆっくりと前進している。2004 年以降、アフガニスタンでは民主的な大統領選挙、議会選挙、および州議会選挙が実施されており、2006 年 4 月には、Hamid Karzai 大統領により第二議会の任命が行われた。また、2006 年末までには、最高裁判所が任命された。米国、および国際社会の支援を受けた司法改革の取り組みも継続して行われていた。信教の自由に対しアフガニスタン政府がとった方策は、限定的なものにとどまった。外務省は、女性に関するシャリア法規定の厳密な解釈に対する宗教的寛容、および穏健の見解の促進を目指したセミナーを主催した。

改革への取り組みとは裏腹に、信教の自由に関わる問題の報告件数が、過去と比較して増加した。報告書の対象となった期間中、信教の自由に関し世間の注目を集めた数多くの事例が、大都市におけるデモ活動の原因となった。イスラム教からの改宗に対する非難、および検閲が発端となり、少数派宗教を信仰する人々の自由に対する懸念が高まった。

アフガニスタンの人口の大半がイスラム教を信仰しており、異教徒である少数派グループは、差別や迫害などの行為に直面した。多くの民衆にとって、改宗とはイスラム教およびシャリア法の教義に反するものを意味する。社会的圧力のため同国のキリスト教徒の大半は、その信仰を隣人や他人に対してひた隠しにしていた。その結果、アフガニスタンのキリスト教コミュニティに関する情報、および彼らが直面する困難に関する情報が、ほとんど入手不可能であった。公に信仰が認められていた同国のシク教徒、およびヒन्दゥー教徒についても、埋葬目的の土地を取得する際に困難に直面し、公的な職業に就く際に差別を受け、重要な儀式の際に嫌がらせを受けるといった状態が継続した。イスラム教人口の

中でも、異なる宗派間の調和は依然として困難であった。歴史的にみても、少数派シーア派は多数派スンニー派による差別に直面し、こうした差別は現在まで続いている。

米国政府は、包括的な人権保護促進政策の一環として、アフガニスタン政府高官とのあいだで信教の自由について定期的な協議を行っている。また、米国大使館からは、米国でのプログラムに参加させるために、政治、社会、宗教界から指導者を派遣する取り組みが継続して行われていた。

米国大使館では、ヒンドゥー教徒およびシク教徒が埋葬目的で土地を取得する際の支援も提供しており、土地が配分された。最終的な合意の締結に向けて引き続き米国大使館による取り組みが続いたが、報告書の対象期間末の時点において、未だ合意の締結には至らなかった。国際社会と米国政府は、アフガニスタン国内のキリスト教改宗者に対する処遇に関し、ともに懸念を表明した。

PRTs: Provincial Reconstruction Teams (地域再建チーム)の一部は、CERP: Commanders Emergency Response Program (米国軍司令官の緊急対応プログラム)を通じ、地域社会におけるマドラサ(イスラム神学校) または宗教学校の建設支援を提供した。報告書の対象となった期間中、米軍はアフガニスタン全土におよぶ35のモスクに対し、その修理、改修、備品、設備の提供を行うプロジェクトを完遂した。

セクション I 宗教統計

アフガニスタンの面積は402,356平方マイル、人口は3,100万人である。公式な国勢調査が数十年間行われていないため、信頼できる宗教統計データは存在しないが、監視団の推定によると、人口の80%がスンニー派イスラム教徒、19%がシーア派イスラム教徒であり、それ以外の宗教グループが人口に占める割合は、1%未満とのことである。小規模かつ非公式のキリスト教コミュニティが存在するが、その規模に関する信頼できる数字上のデータは存在しない。おそらく500~8,000人規模と推定される。シク教徒およびヒンドゥー教徒は約3,000人、バハーイー教(栄光の宗教)の信者は400名以上存在する。さらに、主に仏教徒の外国人からなる、その他の宗教グループの信者も少数ながら存在する。

昔から、Hanafi 法学派に基づくスンニー派イスラム教の宗派が、支配的な宗教地位を占めている。過去200年のあいだ、スンニー派はインドのDelhi 近辺のDeoband に所在するDarul Uloom マドラサの範に倣っている。この神学校は長年にわたり、イスラム教の信念に反すると思われる思想の排除、コーランおよびムハンマドの習慣に基づき確立されたと信じられる規範の復唱を通じ、イスラム教の浄化を図ってきた。さらに、デオバンド派の学者た

ちは、西洋の影響を受けたと思われるものに対し、しばしば反発してきた。アフガニスタンの人口の大半は、デオバンド派の影響を受けた Hanafi に基づくスンニー派を信奉しているが、一般的にスーフィズム（神秘主義）とよばれている、より神秘主義的なイスラム教を信奉する少数派もかなり存在する。スーフィズムは、カリスマ的な宗教指導者に従う規律、またはその同胞意識に立脚している。

同じ宗教グループに属するメンバーは、従来から特定の地域に集中していた。スンニー派イスラム教徒であるパシュトゥーン人は、Kandahar 市周辺に集中し、アフガニスタンの東南部を支配してきた。シーア派のハザラ人の故郷は、Bamyan 周辺の山あいの中央高地 Hazarajat である。北東部の州には以前からイスマイル人が居住している。首都 Kabul を含むその他の地域は、より多様化しており、スンニー派、シーア派、ヒンドゥー教徒、シク教徒、バハーイー教徒などが多数存在する。同様に、北部の都市 Mazar-e Sharif には、スンニー派（パシュトゥーン系、トルクメン族、ウズベク人、タジク人など）や、シーア派イスマイル人を含むシーア派（ハザラ人、およびキジルバシ族）などの多民族が存在する。

ヒンドゥー教徒、シク教徒、ユダヤ教徒、キリスト教徒の小規模コミュニティがかつてはアフガニスタン国内に存在したが、長年にわたる内戦とタリバーン支配のさなかに、こうしたコミュニティ人口の大半は国外へ脱出した。こうした非イスラム少数派の人口は、ピーク時であっても全人口の1%未満にすぎなかった。ヒンドゥー教徒、およびシク教徒の人口は、かつてはおよそ5万人に達したが、長年の紛争のさなかにその大半が国外へ避難した。しかしながら、アフガニスタン国内にとどまった土着のアフガン系ヒンドゥー教徒、およびシク教徒も少数存在する。タリバーン支配終焉後のヒンドゥー教徒、シク教徒、バハーイー教徒、ユダヤ教徒を含む非イスラム教人口は、合計で数百人程度であったと推定される。タリバーン政権の崩壊後に、宗教的少数派の数多くが戻ってきた。

報告書の対象となった期間中、アフガニスタンではおよそ3,000人のシク教徒およびヒンドゥー教徒が生活していた。首都 Kabul には、シク教寺院が7ヶ所あり、信者であれば通常自由に入出入りすることができるが、この場所で数件の事件が報告された。ヒンドゥー教徒については、男性信者が特殊なターバンを頭に着用しているシク教徒と比べて見分けがつきにくいため、嫌がらせの被害は少なかった。およそ6つのヒンドゥー教寺院が4都市にあるが、以前あった18の寺院は、長引く紛争で破壊された。キリスト教の教会とユダヤ教の synagogue は、それぞれひとつずつある。また、難民としてキリスト教に改宗した者が一部帰還したが、外国で生まれ、その他の宗教グループに属する者もいるとみられる。アフガニスタンでは、バハーイー教の信者がおよそ150年前から存在しており、300人以上のバハーイー教徒が暮らす大規模コミュニティが Kabul にあるが、アフガニスタン国内のその他の地域にも、100人ほどが生活しているといわれている。

アフガニスタン国内で布教を行う宣教師のグループが幾つか存在しており、改宗は厳密には違法ではないものの、積極的に改宗した者は、嫌がらせや地域当局による逮捕を免れるため、秘密裏に改宗した。

セクション II 宗教的自由の状況

法的、政策的枠組み

アフガニスタンの刑法および民法を改定し、同国が国際社会で負うべき条約上の義務に沿った内容にするための取り組みが続いていた。従来から州の司法機関への依存度が高いため、アフガニスタン憲法を完全かつ有効に施行するための努力は、現在も続いている。

アフガニスタン憲法は、2004年1月に裁可された。同国憲法では、イスラム教を正式な「国教」と宣言し、「神聖なるイスラム教の信念、および規定に反する法律は一切認められない」、「神聖なるイスラム教の基本原則、およびイスラム共和国の体制に服する規定を改定することは禁止される」と規定されている。その他の宗教を信仰する者は、「憲法規定の枠組み内において、その信念を貫き、また宗教儀式を執り行うことができる」と規定されている。

宗教に関するアフガニスタン憲法の規定については、同国憲法に世界人権宣言の遵守義務も同時に規定されており、「社会的公正、人間の尊厳の尊重、人権の保護、民主主義の実現を基礎とする豊かで進歩的な社会を創設し、あらゆる民族グループおよび部族の間で国家としての団結と平等を保障する」ことが同国に義務として課されているため、その解釈に困難を生じている。憲法および刑法に規定されていない事項（改宗と神への冒とく、など）については、裁判においてシャリア法の規定に準拠することになっており、その解釈がときに世界人権宣言の遵守義務と矛盾する場合がある。

正式な法律知識のない部族指導者、および宗教指導者によって構成される非公式の司法組織である「shuras（シューラ）」を通じ、シャリア法の解釈に基づき社会紛争を解決する場合もしばしばみられる。民事、刑事事件全体の80%がshurasに諮られたとの推計もある。慣習となっているshuras、または地方評議会である「jirgas（ジルガ）」は、市民の憲法上の権利を保護しておらず、宗教的少数派の権利を侵害している場合がしばしばみられるため、法的権利を侵害される人が数多く出た。

アフガニスタン憲法の第34条には、表現と報道の自由の保護が規定されている。2007年5月22日のアフガン議会にて承認された、アフガン・マスメディア法の改定によって、信教

の自由に関する前向きな変化と後向きの変化がともに規定されることとなった。上院の承認、および Karzai 大統領の署名待ちとなっている現時点の草案では、第 45 条（1）項において、イスラム教の「原理および規定」に矛盾する一切のものを、マスメディアを通じて頒布することが禁止されており、第 45 条（2）項では、他宗教に対し攻撃的な内容をもつ一切のものを、マスメディアを通じて頒布することが禁止されている。また、第 45 条（6）項では、イスラム教以外の宗教を宣伝、促進するもの（記事、プログラムなど）をマスメディアが印刷、放送、放映、頒布することが禁止されている。これは、（イスラム教以外の）他宗教への改宗を目的とするマスメディアの利用を禁止する規定を、アフガニスタンの成文法に正式に盛り込んだものである。また、前述の規定に関係なく、イスラム教から他宗教への改宗を試みることは、マスメディア、またはその他手段を通じた場合の如何に関わらず、イスラム教に基づき同国において既に違法とされている。

攻撃的な内容物の解釈に関する曖昧さが引き金となり、報道の自由を制限する条項が濫用され、ジャーナリストへの脅迫につながるおそれがある。前述の規定は、イスラム教以外のメディア各社、および外資系のメディア各社にも適用される。

改定後のメディア法では、国営ラジオ、および国営放送であるテレビジョン・アフガニスタンに対し、同国内の民族グループ全体の文化、言語、および宗教的信念を尊重したうえで、バランスのとれた報道を行うよう指示する内容の規定が盛り込まれている。

2007 年 5 月に、議会上院で融和に関する草案が可決された。当該決議は、下院を通過後、Karzai 大統領の署名を経て成文化される。ある条項では、「イデオロギー、慣習、アフガン文化に反する、または国民の感情を害するフィルム全般、およびテレビ番組に対する検閲と放送の禁止」が求められている。また、同草案では、「国民と政府の歩み寄りを促進することが期待できる、よりイスラム教的色彩の濃いテレビ番組の放送」が求められている。また、パキスタンのマドラサで宗教的科目を勉強しているアフガン系タリバーンを、アフガニスタンのマドラサに入学させることをアフガニスタン政府に求めている。これは、アフガニスタン政府に対する攻撃を標榜する原理主義的な宗教的信念の排除を意図したものと考えられる。

改宗は慎重に行われていた。改宗に対し、イスラム教の信念に反するものと当局、および社会では考えられているものの、改宗を禁止する法律は存在しない。改宗に関与したアフガン系キリスト教徒を逮捕する動きが報告されたが、立証はされていない。改宗していることが見つかった外国人は、国外退去処分となった。報告書の対象となった期間中、アフガニスタン政府は、国際基準に沿った内容にすべく、刑法を改定する取り組みを行った。神への冒とくは死刑に相当し、18 歳以上の男子、または 16 歳以上の女子で、行為能力のあ

る者が神への冒とくを行った場合、当局は死刑をもってこれを罰することができる。神への冒とくのかどで起訴された者は、その行為を撤回するために3日間の猶予があたえられ、これを拒否した場合には、絞首刑に処される。

イスラム教からの改宗は、背教的行為とみなされ、シャリア法の解釈によっては、死刑に相当する場合もある。神への冒とくの場合、イスラム教から改宗したアフガニスタン国民（18歳以上の男子、または16歳以上の女子で、行為能力のある者）には、その行為を撤回するために3日間の猶予があたえられ、これを拒否した場合には、絞首刑に処される。

2007年5月に、最高裁判所の管轄下にある、General Directorate of Fatwas and Accountsがバハーイー教信仰に関し、イスラム教とは別個のもとであり、神への冒とくに該当するとの裁定を下した。また、当該裁定において、バハーイー教に改宗したイスラム教徒はすべて背教者であり、バハーイー教の信者はすべて異教徒であると宣言された。当該裁定の文面は、「イスラム教学者が布告した、バハーイー教信仰に反対する旨のFatwa（宗教的見解）に基づき、バハーイー教はイスラム教とは別個のものであり、神への冒とくに該当すると宣言された」と読み取ることができる。イスラム教徒がバハーイー教を信仰する場合、背教者とみなされる。バハーイー教に関する書籍のテーマを検証してみると、よく知られた書籍The Baha'i Religion and The Kingdom of Heaven's Messageにおいて、最高裁判所のFatwa総局のイスラム教学者が、パーブ教の指導者であるMirza Mohammad Ali、およびバハーイー教の指導者であるMirza Hussein Ali（ともに最後の審判の日におけるマハディ（最後の審判直前に出現する救世主）、またはImam Zaman（現在のイスラム指導者）であり、神の使者であると主張する、バハーイー教信仰の教祖）および彼らの信者について、背教者と宣言するFatwaを布告したとされている。

こうした裁定は、Ulama（イスラム知識人）による議会が、イスラム教に対しバハーイー教信仰の根拠がどこに存在するかを調査した結果、下されたものと考えられる。裁定を下したUlama議会においては、バハーイー教信仰とその信者は、アフガニスタンにおけるキリスト教徒、およびユダヤ教徒と同様の扱いを受けるべきであるとされた。当該裁定がアフガニスタン国内の外国人バハーイー教徒に及ぼす影響は少ないとみられるものの、同国内で少数派のアフガン系バハーイー教人口にとって、とりわけ婚姻に関する問題を生じる可能性がある。アフガン系バハーイー教徒の多くがアフガン系イスラム教徒と結婚しているが、裁判所が当該裁定に依拠し、バハーイー教徒とイスラム教徒の婚姻を無効と判断する可能性がある。こうした事案が発生した場合、ユダヤ教徒、およびキリスト教徒の女性とイスラム教徒の男性との婚姻は法的に有効であり（バハーイー教徒の女性にとっては違法）この点において、キリスト教、およびユダヤ教に対する裁判所の見解と、バハーイー教に対する裁判所の見解とのあいだに顕著な違いが生じる可能性がある（イスラム教徒の女性

は、イスラム教徒の男性とのみ婚姻が可能である)。イスラム教からバハーイー教に改宗したアフガン系市民は、キリスト教改宗者と同様の迫害に直面するおそれがある。バハーイー教信者の家庭に生まれたため、厳密な意味で改宗者とはいえないものの、依然として神への冒とく者とみなされる可能性がある第二世代のバハーイー教徒に対するアフガン政府の解釈については、今後注目してゆく必要がある。

アフガン憲法の起草に先立ち、シーア派が信奉する Jafari 学派に対し、スンニー派と関連のあるイスラム教 Hanafi 法学派を優遇すべきであると主張する保守派が一部あらわれた。こうした保守派は、法制度におけるシャリア法の優越性も主張した。しかしながら、アフガン憲法においては、Hanafi 学派への優遇措置は規定されておらず、シャリア法への特別な言及もない。また、同憲法においては、シーア派住民の個人的問題を扱う場合には、シーア派の法律に依拠することが認められており、非イスラム教徒に対する別の法律は規定されていない。

アフガン憲法では、大統領、および副大統領はイスラム教徒であることが義務付けられており、また、この点においてスンニー派、シーア派のあいだに区別は存在しない。当該要件は、政府閣僚に対しては明白に適用されないものの、閣僚はイスラム教の信念に対する遵守を宣誓することが求められる。また、議会の議員に対する宗教的要件については、同憲法に規定はない。

AIHRC: The Afghan Independent Human Rights Commission (アフガン独立人権委員会) では、移行政権に関する国民への聞き取り調査を行い、市民の社会集会における融和を促進し、幅広いメディアを通じて、人権侵害に関する市民からの通報を継続的に受け付けた。2005 年 12 月に、Karzai 大統領によって、移行政権行動計画 (Transitional Justice Action Plan) が承認され、その年の年末までに議会にて採択された。2003 年には、内務省が人権侵害について調査を行う人権庁を創設し、同庁の役人 2 名が、各州における人権規定の遵守担当者として任命された。報告書の対象となった期間中、州の警察庁すべてにおいて、人権侵害を調査する人権担当職員が設置された。

2006 年 8 月に、アフガン政府は、不道德の防止、および善行の促進を目的とする政府部門を宗教省内に立ち上げる旨を検討していると発表した。タリバーン政権下でも同名の組織が存在し、女性、および宗教的少数派に対する深刻な人権侵害から、非常に恐れられていた。不道德の防止、および善行の促進を目的とする政府部門の設置案には、大統領命令が必要であり、報告書の対象となった期間末の時点において、同案は大統領室に提出済みであった。

ハジ (Haji: メッカ巡礼を終えたイスラム教徒) および Endowment は、上記の提案に基づく政府部門の役割は、他のイスラム教国における類似の大臣と同様のもの (タリバーン政権下における役割よりもむしろ、イスラム教の原理と矛盾する行動を抑制すべく、人民を教育すること) になるであろうと述べた。

ラマダン (断食月: 2006 年 9 月から 10 月) の期間中に、事実上の地方版「道德原則委員会」が Khost 州に設置された。当該組織によって、イスラム教徒にアルコールを販売した人物、わいせつ物を所持、または販売した人物、「それ以外の不適切な倫理」をあらわした人物が逮捕された。ハジおよび寄付担当省の Shahrani 大臣は、こうした地方版の道德原則委員会は、Kabul の中央省庁とは無関係であると述べた。Khost 州の Jamal 知事は同委員会について、ラマダン期間中に既存の法律を施行するという限定的な使命に基づき、暫定的に設置されたものであると述べた。

1976 年刑法 (刑法) の第 18 章では、神への冒とくに該当する言動については触れられていないが、「宗教に対する犯罪」の規定が盛り込まれている。また、刑法の第 347 条では、(a) 宗教的儀式行為、または習慣を強制的に妨害した者、および (b) 宗教的儀式が行われる公的な礼拝場所を破壊したり、損害を与えた者、または宗教を象徴するシンボルを破壊したり、損害を与えた者に対し、中期禁固刑、または中期禁固刑プラス罰金 (現金) 12,000 ~ 60,000 アフガニ (\$240 ~ \$1,200) が課される旨が規定されている。神、宗教、神聖なシンボル、書籍などに対し侮辱的、冒とく的な言葉を発すること、または書面に記載することに関する刑法上の規定は存在しない。

イスラム教上の聖日のみが、国の公休日として祝賀される。イスラム教の祝日がその他の宗教グループに悪影響を及ぼしたとの報告はなかった。シーア派コミュニティでは、伝統的に最も崇拝されている偉人の一人である、Imam Ali の生誕が大々的に祝福された。過去には、アシュラの祝日にシーア派イスラム教徒が路上で宗教的パレードを行い、Kabul、および Herat の両都市で暴動に発展したことがあった。しかしながら、2007 年 1 月のアシュラの祝日は、非常に平和的であった。

宗教的グループに対する認可、登録などは不要である。

スンニー派、シーア派教徒のいずれも、メッカへの巡礼が許されており、どちらに対しても割当制度などは課されていない。巡礼者はくじ引きで選ばれる。

25 年の戦禍を生き延びた教育システムは、宗教に圧倒的な比重をおいた内容となっている。アフガニスタン憲法では、「国家は、神聖なるイスラム教の規定、国民的文化、および教育

原理に基づく統一された教育カリキュラムを策定、施行し、国内のイスラム教派に基づく宗教科目カリキュラムを策定するものとする。」と規定されている。報告書の対象となった期間中、公立学校のカリキュラムにはイスラム教的な内容が含まれていたが、その他の宗教的グループに関する内容は含まれていなかった。

2007年4月に、アフガニスタン政府は、同国辺境で活動している過激派分子の影響に対処すべく、独自のマドラサを立ち上げると発表した。教育省では、子供をもつ親の多くが、宗教学校の設置を望んでいることから、同国の若者に対し寛容かつ穏健なイスラム教育の場を提供することが、政府の責務であると考えている。こうしたイスラム神学校は、タリバーンが教育をテロの道具として利用することに対し、別の選択肢を提供することを意図している。最初の数校は2007年の春から夏にかけて設置される予定であり、最終的には新たなマドラサを国内34州に開設する予定である。学校では最大5万人の生徒を収容でき、宗教教育と一般教育の比率が各4割ずつ、残り2割がコンピュータ・サイエンスと外国語の習得に費やされる予定である。

保護者による宗教教育に対する制限は存在しない。穏健なイスラム教義に比重をおいた国のカリキュラム、および教科書は、教育現場におけるジハード（聖戦）教育を着実に排除している。報告書の対象となった期間の未までに、首都Kabulの全学校、および概ね首都周辺の34州15校において、新しい教科書が使用されていた。教育省は2003年の新学期から、人権を国の教育カリキュラムに採用し、2004年にはこれを全国に拡大した。

信教の自由に関する制限

聖職者の一般的教育に対する制限については、情報が入手できなかった。政府は公的に登録された mullahs（イスラム学者）に対し給与を支給するが、政府による登録プログラムが未だ新たな試みであるため、登録されている mullahs の数は限られている。

既述のとおり、イスラム法のもとでは、イスラム教からの改宗は死をもって罰せられる。

移民、および非アフガニスタン国民は、自由に宗教を信仰することができる。アフガニスタン国内にはキリスト教会が一つしか存在しないため、Kabul では200～300人の外国人が、私的な場所で催されるキリスト教徒の礼拝に定期的に出席していた。前述の教会は外国人居留地の敷地内にあり、アフガニスタン国民には開放されていなかった。外国人仏教徒は、仏教徒の移民コミュニティ向けに設置された寺院にて、自由に参拝を行うことが許されていた。

タリバーン政権の崩壊後、宗教上の理由によって公的に禁止された政党は、(タリバーンを除き)存在しない。憲法では、「政党の綱領、および趣意が神聖なるイスラム教の原理に矛盾しない」かぎり、政党を組織することが認められている。民族性、言語、イスラム教思想、および宗教に基づく政党は禁止される。

アフガニスタン国内にて嫌がらせを避けるために秘密裏に活動する外国人宣教師の数は、不明である。同国内にて公然と活動する外国人宣教師、またはその他の非イスラム系組織は存在しなかった。改宗はイスラム教の信念に反するとみなされているため、こっそりと行われた。報告書の対象となった期間中、改宗を試みた個人に対する小規模な事件が、数件発生した。

宗教上の理由により、地方当局が音楽、映画、テレビ放送を禁止したケースが報告された。都市部では衛星放送の視聴が拡大し、これまでと異なり、テレビ、ラジオ、その他の電子媒体が自由に売買され、音楽が大々的に流された。Kabulでは引き続き、ラジオ・カブールを含む5つのラジオ局が運営されていた。女性が踊っている映像が含まれる音楽ビデオや、生の音楽パフォーマンスなど、「非イスラム的」とされる内容を放送していることを理由に、民間の放送局が政府当局から公式な批判を受けた。しかしながら、テレビ番組の中で依然として最も人気があるのは、頭部を露出した女性が登場する Bollywood の連続ドラマである。テレビ番組としてふさわしい内容についての公の議論における結末としてメディア法が制定され、前述の事項について検討し、イスラムの教義に基づくメディア活動の必要性を説く文言が、大幅に盛り込まれた。

非政府系のラジオ局では、アフガニスタン、インド、パキスタン、および西洋の音楽が放送されており、同国居住者のおよそ90%が、ラジオを視聴しているとの報告があった。政府の管轄するラジオ局で放送されているコーランの音読と、短い祈りの言葉以外に、前述のラジオ局では宗教的な内容は放送されていなかった。

アフガニスタン政府は、身分証明書に宗教を記載すること、および個人が市民権を取得するうえで、イスラム教信仰を宣言することを求めている。しかしながら、裁判所も含め、アフガニスタンでは従来、全国民がイスラム教徒とみなされており、非イスラム教徒の基本的市民権が一部ないがしろにされていた。

シク教徒の学校に対する政府の資金援助は限られてものとなっており、シク教徒のコミュニティでは、政府系教育機関における人権侵害、および嫌がらせを避けるため、独自の学校に子供を入学させている。2007年7月に、教育省がシク教徒、およびヒンドゥー教徒の子供向け学校を Ghazni 州に開設した。Kabul のシク教学校は、長いあいだ政府の支援を受

けず、私的に運営されており、120人の生徒に対し正規雇用の教師が1名しかいないとのことである。アフガニスタン国内には、キリスト教学校、またはユダヤ教学校は存在しない。

政府は、同国内のモスクに対し、電力を無料で供給している。シク教徒、およびヒンドゥー教徒のコミュニティでも、それぞれの寺院における電力の無料供給を訴えて政府に対するロビー活動を展開している。

親族間の紛争については、紛争当事者がシーア派、またはスンニー派のいかに関わらず、裁判所は依然として、スンニー派 Hanafi 学派に基づく民法に依拠している。当該民法は、非イスラム教徒にも適用される。婚姻に関する問題への対処策として、家庭裁判所の裁判官から、シャリア法の裁判所解釈に基づくガイドラインが発行された。最も制限が厳しい規定が、非イスラム教徒間の婚姻に関するものであり、アフガニスタン国内、または国外での出自に関わらず、非イスラム教徒には婚姻の権利がないと規定されている。政府役人によると、前述の規定にも関わらず、裁判所は全市民を本来イスラム教徒とみなしているため、非イスラム教徒のアフガニスタン人であっても、非イスラム教信仰を公然と喧伝しない限り、婚姻が可能である。さらに、裁判所では、イスラム教徒の男性が非イスラム教徒の女性との婚姻を希望する場合、当該女性がキリスト教徒、またはユダヤ教徒など、「イスラム教徒」でない場合には、まず改宗することが必要であると定めている。ただし、イスラム教徒の女性と非イスラム教徒との婚姻は、禁止されている。

現在、議会上院には、Karzai 大統領から直接任命されたヒンドゥー教徒の議員が1名在籍している。ヒンドゥー教徒、およびシク教徒は、議会にて各1議席ずつを割り当てよう、政府に対するロビー活動を展開している。少数民族であるクーチー（Kuchi）遊牧民のコミュニティには10議席が割り当てられており、ヒンドゥー教徒、およびシク教徒にも代表の席が確保されるべきであると主張している。ヒンドゥー教徒、およびシク教徒のコミュニティ出身者は、地方政府、中央政府の公務員職を希望する際に、差別を受けたと訴えている。

信教の自由の濫用

役人が信教の自由の規定に違反するケースが、散見された。

2007年4月9日に、あるバハーイー教徒の宗教的信念が彼の配偶者によって当局に通報されたことをうけ、警察がバハーイー教徒の出自をもつアフガニスタン市民を逮捕した。国際社会からの問合せの後で、2007年5月11日にこの男性は釈放されたが、彼は起訴前に31日間勾留された。刑法によると、起訴前の勾留期間は最長で15日までとなっており、捜査

上の理由により勾留期間を延長する必要がある場合は、裁判所によってさらに最長 15 日間までの延長が認められる場合があると規定されている。しかしながら、前述のケースでは、勾留延長要請、または勾留延長許可のいずれも存在しなかった。釈放後、この男性は親族とともに国外へ逃亡したが、親族の中には、男性の保釈に尽力したため、警察によって自分が拘束されることを危惧した人もいた。男性の配偶者（イスラム教徒）は、アフガニスタンにおけるイスラム教徒の女性と非イスラム教徒の男性との婚姻は違法であるとの理由に基づき、離婚訴訟を提起した。

Abdul Rahman というアフガニスタン市民がキリスト教へ改宗したことを発端として 2006 年 3 月に発生したケースでは、同国の信教の自由をとりまく極端に過敏な文化が浮き彫りとなった。アフガニスタン憲法、または刑法に改宗を禁止する規定は存在せず、同国の法制度においては、改宗は死刑に相当するとの解釈に基づく、保守的なシャリア法が尊重されている。Rahman 氏は、キリスト教への改宗を告白し、その撤回を拒否したたかどで 2006 年 3 月に拘束された。最終的には心神耗弱を理由に釈放され、イタリアへの国外逃亡が許された。しかしながら、この事件は激しい国民的議論を巻き起こした。保守派の聖職者たちは Rahman 氏の死を求め、この件に対する国際社会の関与について非難する抗議デモを Mazar-e-Sharif にて展開し、700 人が参加した。アフガニスタン議会は、Rahman 氏が起訴前に国外追放された事実を反論し、国際社会の関与について、内部干渉であると批判した。

2006 年 3 月に発生し大規模報道に発展した Abdul Rahman 氏のケースを受けて国連事務総長が 2006 年 9 月 11 日に行った報告によると、アフガン系キリスト教徒に対する同様の嫌がらせが、3 件発生したとのことであった。うち 2 件では、身内がキリスト教徒に改宗したアフガン人の家族に対し、コミュニティ内での嫌がらせがあり、この家族は最終的に国外へ逃亡することになった。3 つ目のケースでは、キリスト教改宗者が、身に覚えのない殺人のかどで投獄された。拘留中、彼がキリスト教徒であることを知った別の囚人により、この男性は殺害された。

2006 年 8 月に、アフガニスタン周辺の複数の都市において、韓国のキリスト教系支援グループのメンバー 1,000 人以上が、3 日間にわたる平和の祝典の催しを計画したが、イスラム教聖職者が、彼らをイスラム教からキリスト教への改宗を企てていると非難したため、多くは国外へ追放された。中央政府の役人の報告によると、平和の祝典を目的として入国した韓国人キリスト教徒に対し、「宗教説法」を禁止する旨の警告が出されたとのことである。しかしながら、メンバーの一部は警告を無視し、イスラム教徒を改宗させようとした様子だったとのことである。その後 Kabul 空港に到着した同メンバーは、入国ビザ発給を拒否され、税関職員により本国へ送還されるはこびとなった。既に Kabul に滞在していたメンバーは、宿泊施設にて拘束された。彼らが保持していた観光ビザの条件に基づき、現地当局は

食料、および必需品を調達する際に、少人数で外出することのみを許可した。アフガニスタン当局は、最終的には残りのメンバーについて、安全が保証できないとの理由により国外へ追放した。アフガニスタン政府は、同グループに課された制限事項は、彼らの安全を守るための措置であり、平和の祝典を発端に国中で社会暴動が発生する危険性を回避するためのものであると主張した。

2005年10月に、ジャーナリストであり、女性の権利に関する雑誌の編集者である Ali Mohaqiq Nasab は、従来のイスラム法に基づき姦淫、および窃盗を犯した女性に対し下される厳罰に疑問を呈した二つの記事を増刷し、これに対する見解を述べたことを訴因とし、神への冒とくを裁く法廷により2年の禁固刑が下された。同氏はまた、イスラム教からの改宗は罪にはあたらないと提唱した。裁判後、同氏は控訴し、6ヶ月の禁固刑に減刑された。3ヶ月の執行猶予付き判決であったため、2005年12月に釈放された。

2005年5月に、宗教に関する議論の中でイスラム教に対する見解を述べた学生2名が、クラスメートおよび教師によってその見解が神への冒とくに値すると判断されたため、1年間、ヘラート（Heart）大学から停学処分が下された。AIHRCの報告によると、この学生2名は復学し、彼らに対する処罰には執行猶予がついたとのことである。逮捕後に2人は釈放され、安全上の理由から複数の隠れ家に収容された。

強制的改宗

米国から拉致、またはその他の違法な手段によって連れ去られた未成年の米国市民に対する強制的改宗、またはこうした市民の米国帰還拒絶に関する確たる報告は見当たらなかった。しかしながら、ヒンドゥー教徒コミュニティの報告によると、2006年後半に、ヒンドゥー教徒の女性2名が拉致され、その家族に対し、彼女達がイスラム教に改宗し、イスラム教徒との婚姻を決めたとの知らせがあった。家族が彼女達と直接連絡をとり、事の真偽を確かめるすべはなく、この話が真実であれば、彼女達は強制的に改宗させられ、結婚させられたことになる。

テロリスト組織による迫害

報告書の対象となった期間中、テロ組織が特定の宗教的グループを標的とし、迫害を行ったとの報告があった。政府を支援した、またはテロ組織の活動をイスラム教の教義に反すると述べたなどの理由により、テロ組織は多くのイスラム教聖職者を攻撃し、ときには殺害に至るケースもあった。国際組織に勤務するイスラム教徒、非イスラム教徒に対する攻撃もみられたが、こうした攻撃が政治的動機、または宗教的動機によるものかは不明であ

る。

報告書の対象となった期間中、アル・カーイダおよびタリバーンのネットワークによる攻撃が続いた。過去にも発生した宗教指導者の殺害やモスクへの攻撃の多くは、犠牲者と Karzai 政権とのつながり、および彼ら独自のイスラム教解釈に抗議するアル・カーイダ、およびタリバーン構成員の仕業である。2006 年全体で、反政府分子による聖職者の殺害が Kandahar で 12 件以上、アフガニスタン全土で 20 件発生した。また、こうした攻撃によって宗教関係者 40 名が負傷した。2006 年 9 月には、Kandahar のモスクの外で自爆テロが発生した。こうした一連の攻撃は、イスラム教よりむしろ政府に対する攻撃であると公衆の目に映った。

また、2006 年は、多くの学校が攻撃に晒された。こうした学校は、キリスト教系グループとのつながりを理由にタリバーンの標的になったとみる向きもあったが、被害にあった学校の大半は、明白な宗教的所属がなく、生徒の大半はイスラム教徒であった。こうした攻撃の背景となった主な要因は、政治的動機であるとみられる。こうした攻撃によってアフガニスタン国民の支持を失うことを反政府分子が認識したため、2007 年初頭までに、学校に対する攻撃は大幅に減少した。

信教の自由に関する進歩と前向きな展開

アフガニスタン政府は、引き続き市民全体の融和と強調を訴えた。政府は当初、タリバーン旧構成員の融和に対する懸念をもち、また宗教的不寛容に対する懸念もあった。信教の自由を含めた人権問題に対し、アフガニスタン政府は国際的なアプローチを積極的にとり入れ、効率的に取り組んできた。司法、行政、異なる民族およびイスラム教徒（スンニー派およびシーア派）によって構成される人権委員会の支援を通じ、政府は引き続き異なる民族、信条の融和を間接的に訴えた。憲法委員会では、イスラム教徒以外の宗教的少数派の代表として、ヒンドゥー教徒を委員に招いた。また、女性課題省、宗教省、およびハジが協働し、女性にモスク参拝の機会を与える取り組みが行われた。女性は常に、モスクに参拝する権利が付与されているものの、男性とは別の場所が割り当てられていた。新たな取り組みでは、より大規模なモスクにそうしたスペースを部屋として設けることが規定された。報告書の対象となった期間中、外務省ではイスラム教における女性の役割に対する穏健的見解の促進を目指し、宗教的指導者のためのセミナーを主催した。およそ 20 名の宗教的指導者がセミナーに出席し、このテーマに関する議論が継続する契機となった。

セクション III 社会的虐待および差別

異なるイスラム教宗派間の関係は、引き続き困難な問題であった。歴史上、少数派のシーア派はスンニー派からの差別に直面してきた。しかしながら、政府内でシーア派代表者の占める割合が高まるにつれて、スンニー派による敵対行為が減少した。シーア派の大半は、政治的、民族的、宗教的な理由によって、これまで社会から隔絶されてきたハザラ人民族グループに属する。アフガニスタンの全史を通じ、ハザラ人とその他住民のあいだに数多くの紛争がみられた。ハザラ人は、パシュトゥーン人に対する優遇措置と、少数派、とりわけハザラ人に対する冷遇を理由に、パシュトゥーン人大統領の率いるアフガニスタン政府を非難してきた。また、ハザラ人からは、パシュトゥーン人であれば自由に通行できる国境地帯において、賄賂を要求されていると報告があった。こうした紛争は、経済的、政治的な要因に根ざしているが、宗教的な側面がからむ場合もある。政府は、ハザラ人コミュニティに根づく歴史的緊張を緩和するため、国民への提案を行ってきた。2007年1月には、アフガニスタンのハザラ人コミュニティに対する攻撃的な台詞の多い、Kabul Express という Bollywood の映画を「反アフガニスタンの」とし、その放映を禁止した。

シーア派コミュニティに対する処遇は、地域によって異なっていた。地域レベルでは差別がみられる場合もあったが、シーア派の自由かつ完全な社会参加は、おおむね達成されている。タリバーン、および一部の反分子によって提唱されている厳格な方針は、その他のイスラム教宗派、および宗教的グループの支持に影を落とした。タリバーン政権下でみられた、イスマイル人を含むシーア派少数民族に対する激しい迫害は、終結した。

先ごろ UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) が出した報告によると、イスマイル人が標的となったり、深刻な差別に直面することは通常ないものの、今後もそうしたリスクに晒されるとのことである。過去には、Baghlan 州の長官がイスマイル人の土地を占領、収用して売却し、イスマイル人は財産を取り戻すことができなかった。Baghlan 州裁判所、およびその他の州機関は、土地の問題に関し、イスマイル人に有利な裁定を下すことを拒否した。イスマイル人は、州長官による違法な税金徴収、および恐喝にも晒されていた。また、Tala-wa-Barfak 区では、イスマイル人女性を標的とした強姦事件が複数報告されたが、犯人に対する処罰はなかった。

AIHRC によると、報告書の対象となった期間中、あるイスマイル人女性が、Badakhshan 州の小さな村で、Hanafi 派イスラム教徒とすすんで結婚したとのことである。新婦の肉親は結婚を承認したものの、イスマイル人が多数を占める地域出身の親族および村人がこの結婚に反対し、夫妻は最終的にその地から追放されたとのことであった。

シク教徒、ヒンドゥー教徒、およびキリスト教徒など、イスラム教徒以外の少数派は、社会差別、嫌がらせ、ときには暴力に常に直面してきた。こうした処遇は非合理的であるも

の、報告書の対象となった期間中、政府による改善措置はほとんどみられなかった。一例として、2006年春には、Jalalabadのシク教寺院にて爆発事件が発生した。

2007年5月に、シク教徒とヒンドゥー教徒の合同コミュニティが、依然としてKabul地方政府とのあいだの土地所有権問題が解決していないと訴えた。同コミュニティは、Kabulでかつて大規模なシク、ヒンドゥー教徒コミュニティが存在していた地域の土地所有権を主張したが、アフガニスタン政府は、土地の所有権は政府にあり、いかなる人物に対しても居住権利は一切認められないと主張した。

シク教徒、およびヒンドゥー教徒の中には、教師および生徒からの嫌がらせを理由に、公立学校に通うことができない子供がいる。こうした子供に対する保護、および復学に向けた政府対策は、ほとんど取られていない。一例として、報告書の対象となった期間中、Ghazni州に初のシク教徒、ヒンドゥー教徒の子供向け公立学校が開設された。AIHRCの報告によると、Kandahar市のヒンドゥー教徒コミュニティから、学校での差別に関する報告と、シク教徒、ヒンドゥー教徒の子供向けに個別の学校を開設する旨の要望が、地方政府に提出されたとのことであった。この要望は実現していない。キリスト教徒に対する学校での差別に関する報告はなかった。

タリバーン政権の崩壊後、社会と宗教の一致を強制する人物が地域レベルで存在するとの報告が、散見された。報告書の対象となった期間中、政府内の穏健派は、保守的分子が独自のイスラム法解釈に基づき社会的、宗教的慣習を強制しようとする行為に対し、異議を唱えた。

田舎では、たいいていの女性が人前に出るときにburqaと呼ばれる服を着用し、全身および目を含めた顔を覆っていたが、タリバーン政権の崩壊後、都市部の女性はもはやburqaをほとんど着用しなくなった。しかしながら、自発的、または社会の目を気にして頭部を覆う女性が依然として多数を占めていた。タリバーンによるburqa着用強制前までは、都市部の女性の大半はburqaを着用していなかった。

これまでとは対照的に、強制的な貞節検査に関する新たな報告はなかった。しかしながら、新婚夫婦が白いハンカチの上で性交を行い、その後このハンカチを新婦の処女性の証明として呈示するという田舎の習慣は、アフガニスタン国内において婚姻が一般的となっても、依然として続いている。この儀式によって処女性が証明されなかった女性は、即時離婚、社会からの追放、親族による厳しい処罰、または死などの危険に直面している。非イスラム教徒では、こうした検査が行われているとの報告はなかった。女性の服装および行動に関し、地方の宗教関係者と女性のあいだで衝突も生じた。

近年では、一部の mullahs、とりわけ南東部の州の出身者が、アフガニスタン帰国後の暴徒による報復を恐れて、米国政府の訪問プログラムに参加することを拒絶するケースがみられる。

政治家とのつながりをもつイスラム教の聖職者もまた、攻撃の対象とされている。

セクション IV 米国政府の政策

米国政府は、人権を促進する包括的政策の一環として、アフガニスタン政府高官とのあいだで信教の自由に関する協議を行っている。

米国代表団は、アフガニスタンの再建に向けた政治、司法、宗教、人権に関する対話において、アフガニスタン政府高官、宗教者、少数派との会合を定期的に設けている。また、米国政府は宗教的寛容の促進を目指し、民間の社会組織と連携している。

米国大使館では、アフガニスタン国民と米国との専門的、文化的つながりを促進するための取り組みが積極的に行われている。公共活動担当の部署では、民主主義、市民社会、人権、イスラム教と米国、その他のテーマについて、米国人とアフガニスタン人による意見交換を目的とした、幅広い交流、講演、芸術、情報プログラムが組成された。米国政府は、アフガニスタンと米国のジャーナリスト、学者、政治家、政府職員、宗教学者、コミュニティ指導者、女性、若者、NGO スタッフの交流を目指し、アフガニスタンから米国への渡航に対する資金援助を行っている。

米国大使館では、米国での民主化、市民社会、イスラム教に関するプログラム参加を目的とし、引き続きアフガニスタンの mullahs を米国へ派遣する活動を行ってゆく。2003 年以降、「民主主義と市民社会」プログラムに基づき、およそ 50 名の mullahs が米国政府の資金援助を受けて米国へ渡航した。このプログラムの費用は、\$250,000 (12,575,000 アフガニ) と推定される。2006 年 7 月には、アフガニスタンの宗教的指導者が米国政府の支援を受け、「民主主義における宗教的指導者の役割」と題されたセミナーに参加した。

報告書の対象となった期間中、米軍は合計 35 のモスクを再建、整備した。

憲法制定を目指して 2003 年に開催された Loya Jirga (国民大会議) において、男女平等の規定、およびイスラム教に関する穏健的な文言を憲法草案に盛り込む取り組みがなされ、

米国政府はこれを支援した。

米国政府はまた、宗教的寛容の促進を目指し、民間の社会組織と連携している。報告書の対象となった期間中、米国政府は Equal Access によって策定、施行された「イスラム教における人権と女性の権利」のテーマについて、地域の指導者を教育するラジオプログラムに対し資金援助を行った。今日までに、200 名以上の地域指導者がこのトレーニングを受けた。

2007 年 9 月 14 日公表